

Shift Energy Japan株式会社
代表取締役 ショゼフ ラーラ様

突然の書簡送付、ご容赦願います。

御社が計画されていると聞きます霧島市霧島田口扇山 2704-1 他への太陽光発電所についてお伺いします。

私達は霧島市から以下の情報を得ております。

資源エネルギー庁が公表するFit 認定情報では、①発電事業者名＝霧島ソーラーファーム、②代表者名＝蘇 慶、③発電所所在地＝霧島市霧島田口扇山 2704-1 他、④発電出力＝80メガ、⑤地権者＝東京のSEJV合同会社である。2月7日に開催した霧島市再生可能エネルギーに関する情報共有会議において、事業者から説明を受けた。当計画の主体事業者は、SEJV合同会社であり、福岡市に本社を置くShift Energy Japan 株式会社 が当該地での太陽光発電所の保有を目的に設立した会社である。関連会社として測量及び許認可関係を鹿児島市の大福コンサルタント株式会社、鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を福岡市の一般財団法人・九州環境管理協会、地元対応を北九州市のJPGSK有限会社が担う事業体制と聞いている。

私共に接触してこられたJPGSK有限会社の執行役員である川村正裕氏は霧島市が言う地元対応を担う役割である事を伏せて、自らの事業である、自らの事業の為に新たな土地取得を行っている、自らの土地の境界を定める事は地主としての権利であると述べられました。

3月31日、川村氏は建設予定地の近隣住民に対して説明をされました。その席で川村氏に対して質問状を渡しましたところ、メッセージャーであり、質問状はShift Energy Japan 株式会社 に送るようにと聞きました。質問状の送付先は後日連絡するとの回答を得ておりました。その後、6回の催促を致しましたが、回答をいただけませんでした。改正Fit法には地域との共生が最重要であると記載されております。何らかの理由はおありでしょうか、川村氏の不誠実な対応に地元住民は不信感を募らせております。

私共への説明の時に川村氏のご発言されました事を含めて、その真否を聞かせてくださいますようお願いいたします。

以下の質問にお答え願います。5月24日までに文書で回答くださいますようお願いいたします。

1. 平成31年1月17日、JPGSK有限会社の執行役員である川村氏は私達に電話で

- ・桜を植える。
- ・地域活性化に貢献する。
- ・雇用拡大に貢献する企業を誘致する。
- ・環境に配慮した事業を行う。
- ・小学校、中学校を含め地域の皆様に平成31年2月から順次説明する。

と話され、太陽光発電所建設についての説明はありませんでした。川村氏はJPGSKが土地取得を行い雇用拡大に貢献する企業を誘致すると話されました。霧島市に説明された関係法人の立ち位置と異なる説明です。地域の安心安全を担保した上での雇用拡大に貢献する企業誘致であれば、地元は反対する理由がありません。応援致します。事実関係を説明願います。

2. 平成31年2月7日に霧島市に説明されたそうですが、御社関係の出席者を教えてください。

3. 霧島市は平成31年2月7日、御社関係者から説明を受けた内容として関係会社の立ち位置について次のように述べています。

『当該建設計画の主体事業者は、SEJV合同会社であり、福岡市に本社を置くShift Energy Japan 株式会社が当該地での太陽光発電所の保有を目的に設立した会社である。関連会社として測量及び許認可関係を鹿児島市の大福コンサルタント株式会社、鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を福岡市の一般財団法人・九州環境管理協会、地元対応を北九州市のJPGSK有限会社が担う事業体制と聞いている。』

LD保有会社霧島ソーラーファームも含め、関係会社のそれぞれの立場、ご関係を伺います。

4. JPGSKの川村氏はダイワハウスを含めた近隣の7人の地権者から土地譲渡の確約を得たと話されました。さらに土地譲渡を確約された方々は太陽光発電所の推進派である、これは当然のことと話されました。地元住民の殆ど（推進派がいらっしゃるとは思えませんが）は太陽光発電所建設に反対です。地域分断が進む罪作りな事業です。地域のコミュニティを破壊しかねない事業です。見解をお聞かせください。

5. 平成31年3月、測量及び許認可関係を担うとされる大福コンサルタントから地元地権者に『霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所建設に伴う測量』を行ったとして、土地境界への立会いを求める文書が届けられました。地元はこの文書で初めて太陽光発電所の建設計画が実存する事を認識しました。土地境界への立会いを求める文書には太陽光発電所建設に対する理解がされている事を前提として記されております。地元地権者は全く説明を受けていないことから理解できておりません。よって土地境界立会いは留保すると回答いたしました。見解をお聞かせください。

6. 土地境界測量に当たっては事業者から地権者に対して、測量の目的、測量の期間等について文書を発するのが礼儀であると認識します。土地境界立会いを求める文書には『これまでに皆様の土地周辺に立ち入らせていただき、調査作業等を進めて参りました。』とあります。太陽光発電所の計画用地の各所に『無断立入禁止、発見した場合、不法侵入として警察に通報する』との厳しい看板が設置されておりました。逆に申せば御社の測量事業を受託された大福コンサルタントは民地に無断立入、測量をされたという事で、身勝手な不法侵入行為があったと推測でき霧島警察に通報いたしました。どのように思われますか？
7. 平成 31 年 3 月 31 日、JPGSK の川村氏は景観に対する悪影響を抑えるために神話の里公園の展望台から見える場所への太陽光パネルの設置は行わないと明言されました。御社の正式見解と受け取ってよろしいでしょうか？
8. 霧島市は事業者に対して『当該地域の歴史・文化、そして霧島の自然を求めて訪れる人、自然を愛して住んでいる人の想いや災害発生のリスクを考えると、市民の生命・財産を守る使命がある本市としては、開発に対して強い懸念を持っており、当該建設計画には反対する旨を伝えた。』と述べております。見解をお聞かせください。
9. 霧島市は『事業者は 5 月より環境影響調査を実施すると述べております。』と申しました。鹿児島県との土地利用協議の結果であるか、または県との協議はどのような状況であるか伺います。
10. 霧島市議会は 3 月 28 日の本会議で私達が提出しました『霧島田口扇山 2704-1 他へのメガソーラー建設反対』を求める陳情書を全会一致で採択いたしました。どのように思われますか？

霧島市長は当事業に反対の意思を霧島市議会本会議で明言し、霧島市議会も反対陳情を採択しました。地元の霧島神宮、近隣水利組合、自治公民館、医療施設、介護施設、内水面漁協、海域漁協の皆様は当地への太陽光発電所建設に同意しない旨の書面を鹿児島県知事、霧島市長に提出し強い反対の意思を示しております。4 月 18 日、鹿児島県知事への陳情は県内すべてのマスコミが取材し、県内民放 4 社、全ての局で報道され、鹿児島県民は今後の動向を注目しております。

JPGSK の川村氏の発言、測量会社の動き、当地の過去の土地取引、太陽光発電の I D 保有事業者の霧島市内の振る舞いを知るにつけ、大きな不信感があります。国の定める太陽光発電の事業計画策定ガイドラインには地域との共生、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの重要性についての記載があります。十分ご存知と思いますが敢えて申し添えます。

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会
霧島市霧島田口 2703 番地 99
中村満雄
(080-8500-0803)